


所管部課		福祉部 障害福祉課	部長	田口 茂夫		
件名		東大和市心身障害者自動車ガソリン費助成事業実施要綱の一部を 改正する訓令について		区分	1 審議事項	
関係 事項	条例 規則					
	部課 機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 改正理由 心身障害者自動車ガソリン費助成事業について、災害その他やむを得ない理由により、規定による助成金の請求期限を延長することができる旨の改正を行うものである。</p> <p>(2) 主な改正内容 ・第7条（助成金の支給）に第2項として、助成金の請求について、災害その他やむを得ない理由により、請求できないと認めるときは、その期限を延長することができるとの規定を設ける。 ・第11条として、補則を追加する。</p> <p>(3) 施行日 決裁日より施行する。</p> <p>(4) 影響及び効果 ガソリン費の助成金の請求について、災害等のやむを得ない理由により請求ができないときは、請求期限の延長を可能にすることにより、災害時等の対応を柔軟にすることができる。</p>						
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 要綱の案文については、文書課において審査済。</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議付議後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。